

与 教 学 第 2222 号
令和 7 年 3 月 24 日

与那原町立小中学校
保護者 各位

与那原町教育委員会
教育長 垣花 英正
(公 印 省 略)

小学校及び中学校の学校給食費半額補助について

保護者の皆様におかれましては、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。
平素は本町の教育行政にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本町では、**令和 7 年 4 月 1 日より（※小学校は令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで）**、町立小学校及び中学校における学校給食費の半額を補助することといたしました。

つきましては、下記のとおり学校給食費の補助についてご案内いたします。

記

1. 補助対象者

- ・ 与那原町立小学校および中学校に在籍する児童生徒
※小学校の半額補助は令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで
※新入学生(平成 30 年 4 月 2 日～平成 31 年 4 月 1 日まで)も対象です。
※中学生に関しては、就学援助及び特別支援就学奨励費の支援対象者は学校給食費の半額補助対象外

2. 手続き

- ・ 保護者による手続きは不要です。

3. 補助金額

対象	令和 7 年度以降 学校給食費（年額）	補助額	保護者負担額
小学生	57,200 円（5,200 円/月）	28,600 円（2,600 円/月）	28,600 円（2,600 円/月）
中学生	63,800 円（5,800 円/月）	31,900 円（2,900 円/月）	31,900 円（2,900 円/月）

4. その他

- ・ アレルギーを持つ児童・生徒などの給食について「牛乳をお茶へ変更する」「給食を一部欠食する」「給食を全部欠食する（弁当持参）」等の申し出のある児童・生徒については、給食費の確定の為、「給食停止（再開）届」の提出をお願いいたします。

その他、ご不明な点等ございましたら
与那原町教育委員会学校教育課（098-945-2361）までご連絡ください。

以上



与那原町教育委員会
学校教育課
[TEL:098-945-2361](tel:098-945-2361)
FAX:098-946-6074